

第 8 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年8月19日（水曜日）
午後1時

開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール

議決権行使期限

平成27年8月18日（火曜日）
午後5時30分まで

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第8期定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

株式会社パソナグループ

証券コード：2168

目次

第8期定時株主総会招集ご通知	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 定款一部変更の件	2
第2号議案 取締役14名選任の件	3
第3号議案 監査役4名選任の件	12
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	16
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件	17
(添付書類)	
第8期事業報告	
1 企業集団の現況に関する事項	23
2 当社の会社役員に関する事項	35
3 当社の社外役員に関する事項	38
4 当社の株式に関する事項	41
5 当社の新株予約権等に関する事項	42
6 会計監査人の状況	42
7 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制（平成27年4月27日及び同年6月29日改定）及び当該体制の運用状況	43
8 特定完全子会社に関する事項	48
9 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針	48
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告書	55

(証券コード 2168)
平成27年8月3日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社パソナグループ
代表取締役 南部 靖之
グループ代表兼社長

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成27年8月18日（火曜日）午後5時30分まで**に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月19日（水曜日）午後1時

2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール

3. 目的事項

【報告事項】

- 第8期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第8期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）計算書類報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主に委任するに限られます。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎ 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は、法令および当社定款第14条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pasonagroup.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。
なお、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は、監査報告の作成に際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類に含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pasonagroup.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第24条第2項および第31条第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第24条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は本議案の決議にかかる変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

第2号議案

取締役14名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役14名の全員が任期満了となるため、取締役14名の選任をお願いするものであります。なお、3名は社外取締役候補者であります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

1. なんぶ やすゆき 南部 靖之 (昭和27年1月5日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年 2月 株式会社マンパワーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）設立 同社 専務取締役
平成 3年 4月 同社 代表取締役
平成 4年 3月 株式会社テンポラリーサンライズ（現株式会社パソナ）代表取締役
平成 8年 3月 株式会社ビジネス・コープ（現株式会社ベネフィット・ワン）取締役
平成11年 4月 株式会社パソナ（現株式会社南部エンタープライズ）代表取締役社長
平成12年 6月 株式会社パソナ 代表取締役グループ代表
平成16年 8月 同社 代表取締役グループ代表兼社長営業総本部長
平成19年12月 同社 代表取締役
当社 代表取締役グループ代表兼社長（現任）
平成22年 6月 株式会社ベネフィット・ワン 取締役会長（現任）
平成23年 8月 株式会社パソナ 代表取締役会長（現任）
平成24年 6月 日本コロムビア株式会社 社外取締役（現任）

■ 所有する当社の株式数 14,763,200株

2. たけなか へいぞう 竹中 平蔵 (昭和26年3月3日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 8年 4月 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 平成 13年 4月 経済財政政策担当大臣、IT担当大臣
- 平成 14年 9月 経済財政政策担当大臣、金融担当大臣
- 平成 16年 7月 参議院議員
- 平成 16年 9月 経済財政政策担当大臣、郵政民営化担当大臣
- 平成 17年10月 総務大臣、郵政民営化担当大臣
- 平成 18年11月 慶應義塾大学教授グローバルセキュリティ研究所 所長 (現任)
- 平成 18年12月 社団法人日本経済研究センター 特別顧問
アカデミーヒルズ 理事長 (現任)
- 平成 19年 2月 株式会社パソナ 特別顧問、同社 アドバイザリーボードメンバー
- 平成 21年 8月 当社 取締役会長 (現任)
- 平成 22年 4月 公益社団法人日本経済研究センター 研究顧問 (現任)
- 平成 27年 6月 オリックス株式会社 社外取締役 (現任)

■ 所有する当社の株式数 13,900株

3. ふかさわ じゅんこ 深澤 旬子 (昭和28年5月28日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 昭和 49年 4月 三井東圧化学株式会社 (現三井化学株式会社) 入社
- 昭和 53年 7月 株式会社電通入社
- 昭和 56年 9月 株式会社テンポラリーセンター (現株式会社南部エンタープライズ) 入社
- 平成 2年 1月 同社 取締役広報室長
- 平成 12年 6月 株式会社パソナ 専務執行役員人事企画本部長
- 平成 15年 4月 株式会社パソナハートフル 代表取締役社長 (現任)
- 平成 19年12月 当社 取締役専務執行役員人事部・広報室・企画制作室担当兼社会貢献室長
- 平成 27年 6月 当社 取締役専務執行役員人事・企画本部長 (現任)

■ 所有する当社の株式数 182,800株

4. やまもと きぬこ 山本 絹子 (昭和30年11月5日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 昭和54年 2月 株式会社マンパワーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
平成 2年 1月 同社 取締役大阪営業本部担当
平成12年 6月 株式会社パソナ 常務執行役員雇用開発室担当雇用開発室長
平成17年 6月 株式会社関西雇用創出機構（現株式会社日本雇用創出機構）代表取締役社長
（平成23年10月退任）
平成19年12月 当社 取締役専務執行役員事業開発部担当
平成24年 9月 株式会社パソナふるさとインキュベーション 代表取締役社長（現任）
平成27年 6月 当社 取締役専務執行役員事業開発本部長（現任）

■ 所有する当社の株式数 122,000株

5. わかもと ひろたか 若本 博隆 (昭和35年11月2日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 昭和59年 4月 株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行）入行
平成 元年 6月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
平成18年 9月 株式会社パソナ 取締役常務執行役員経営企画室長兼法務室・関連会社室・国際業務室担当
平成19年12月 当社 取締役常務執行役員経営企画部長兼CMO室・国際業務室担当
平成22年 6月 株式会社ベネフィット・ワン 取締役（現任）
平成24年 7月 当社 取締役専務執行役員経営企画部担当
平成27年 6月 当社 取締役専務執行役員経営企画・総務本部長（現任）

■ 所有する当社の株式数 36,900株

6. なか せ ゆう こ 仲瀬 裕子 (昭和44年10月31日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 4年 4月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
- 平成 14年 8月 株式会社パソナ 広報企画部長
- 平成 17年 9月 同社 執行役員IR室長
- 平成 19年12月 当社 執行役員IR室長
- 平成 21年 9月 当社 常務執行役員IR室長
- 平成 22年 6月 株式会社ベネフィット・ワン 取締役（現任）
- 平成 22年 8月 当社 取締役常務執行役員財務経理部・IR室担当
株式会社パソナ 取締役常務執行役員財務経理本部長
- 平成 23年 8月 同社 取締役常務執行役員経理部・財務部担当（現任）
- 平成 27年 6月 当社 取締役常務執行役員財務経理本部長（現任）

■ 所有する当社の株式数 19,800株

7. かみ と まい あきら 上斗米 明 (昭和34年12月19日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 昭和 58年 4月 大蔵省入省
- 平成 2年 7月 日本銀行出向
- 平成 7年 7月 大蔵省主計局主査
- 平成 9年 7月 世界銀行出向
- 平成 13年 7月 財務省主税局主税企画官
- 平成 18年 7月 財務省関税局業務課長
- 平成 21年 7月 国税庁長官官房総務課長
- 平成 22年 2月 当社 執行役員特命担当
- 平成 22年 6月 株式会社ベネフィット・ワン 取締役（現任）
- 平成 22年 8月 当社 常務執行役員特命担当
- 平成 25年 8月 当社 取締役常務執行役員公共戦略事業・特命担当
- 平成 26年 8月 当社 取締役常務執行役員ヒューマンインキュベーションインスティテュート・特命担当
- 平成 27年 6月 当社 取締役常務執行役員コーポレートガバナンス本部長（現任）
株式会社川金ホールディングス 社外取締役（現任）

■ 所有する当社の株式数 700株

8. 佐藤 つかさ 司 (昭和45年5月15日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成12年 2月 Pasona International, Inc. (現Pasona NA, Inc.) 入社
- 平成16年 4月 Pasona NA, Inc. 代表取締役社長
- 平成19年12月 当社 常務執行役員国際業務室長
- 平成21年 6月 株式会社パソナ 取締役副社長
- 平成22年 3月 株式会社パソナ 取締役副社長COOパソナカンパニーカンパニープレジデント
- 平成23年 8月 当社 取締役国際業務室担当
株式会社パソナ 代表取締役社長 (現任)
- 平成25年 1月 株式会社パソナテキーラ 代表取締役会長兼社長
- 平成26年 3月 株式会社メディカルアソシア (現株式会社パソナメディカル) 代表取締役社長 (現任)
- 平成27年 6月 当社 取締役国際業務本部長 (現任)

■ 所有する当社の株式数 19,200株

9. 森本 もりもと こういち 宏一 (昭和40年7月3日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 元年 4月 株式会社テンポラリーセンター (現株式会社南部エンタープライズ) 入社
- 平成10年 3月 株式会社パソナテック 取締役
- 平成11年10月 同社 代表取締役社長
- 平成21年 8月 当社 取締役
- 平成22年 8月 当社 取締役情報システム企画部担当
- 平成24年 3月 キャプラン株式会社 代表取締役
- 平成24年 4月 同社 代表取締役社長 (現任)
株式会社パソナテック 代表取締役会長 (現任)
- 平成24年 6月 株式会社パソナCIO 代表取締役社長
- 平成25年 6月 株式会社パソナテキーラ 代表取締役会長 (現任)
- 平成27年 6月 当社 取締役グループIT統括本部長 (現任)

■ 所有する当社の株式数 40,000株

10. ^{わたなべ}渡辺 ^{たかし}尚 (昭和39年12月11日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 元年 4月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
平成 12年 2月 株式会社人材交流システム機構（現株式会社パソナ）代表取締役社長
平成 22年 3月 株式会社パソナ 取締役副社長COOパソナキャリアカンパニーカンパニープレジデント（現任）
平成 22年 8月 当社 取締役（現任）

■ 所有する当社の株式数 52,200株

11. ^{しらいし}白石 ^{のりお}徳生 (昭和42年1月23日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 2年 8月 株式会社パソナジャパン（現ランスタッド株式会社）入社
平成 5年 6月 同社セールスマネージャー
平成 8年 3月 株式会社ビジネス・コープ（現株式会社ベネフィット・ワン）取締役
平成 12年 6月 同社 代表取締役社長（現任）
平成 25年 8月 当社 取締役（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

12. ひらさわ はじめ 平澤 創

(昭和42年3月26日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 2年 4月 任天堂株式会社入社
- 平成 4年10月 株式会社フェイス創業 代表取締役社長（現任）
- 平成15年 3月 株式会社八創 代表取締役（現任）
- 平成16年 8月 株式会社パソナ 社外取締役
- 平成19年12月 当社 取締役（現任）
- 平成22年 4月 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社（現日本コロムビア株式会社）取締役
取締役会会長
- 平成22年 6月 同社 取締役会長（現任）
株式会社ベネフィット・ワン社外取締役（平成26年6月退任）
- 平成26年 9月 株式会社GENESIS 代表取締役（現任）

■ 所有する当社の株式数 5,400株

■ 重要な兼職の状況

株式会社フェイス 代表取締役社長、株式会社八創 代表取締役、日本コロムビア株式会社 取締役会長、株式会社GENESIS 代表取締役

■ 社外取締役候補者とする理由

経営における豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

13. 後藤 健

(昭和16年3月29日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和38年 8月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
昭和59年 5月	同社 取締役管理担当
昭和63年 3月	同社 常務取締役管理部門担当
平成 5年 4月	同社 専務取締役兼カスタマー・ファイナンスアジア・パシフィックゼネラルマネジャー
平成13年 4月	同社 副会長
平成18年 4月	同社 特別顧問
平成18年 6月	コムシスホールディングス株式会社 社外監査役 日本コムシス株式会社 社外監査役
平成19年 5月	日本アイ・ビー・エム株式会社 顧問
平成19年12月	当社 監査役
平成22年 6月	株式会社ベネフィット・ワン 監査役 (現任)
平成24年 6月	コムシスホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
平成24年 8月	当社 取締役 (現任)

■ 所有する当社の株式数 2,600株

■ 重要な兼職の状況

株式会社ベネフィット・ワン 監査役、コムシスホールディングス株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とする理由

経営における豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第3号議案

監査役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役4名の全員が任期満了となるため、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

1. ^{さかい} 堺 ^{せい いち} 精一 (昭和26年8月26日生)

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和52年 8月 株式会社マンパワーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
昭和62年 4月 同社 取締役人事部長
平成 6年 4月 同社 常勤監査役
平成12年 6月 株式会社パソナ 執行役員総務部長
平成19年12月 当社 執行役員内部統制室長
平成23年 6月 株式会社パソナ 常勤監査役
平成25年 8月 当社 常勤監査役（現任）
株式会社パソナ 監査役（現任）

■ 所有する当社の株式数 45,000株

2. ふなばし はるお 船橋 晴雄

(昭和21年9月19日生)

社外監査役候補者

独立役員候補者

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 昭和44年 7月 大蔵省入省
- 昭和53年 5月 外務省在ベルギー日本国大使館
- 昭和59年 6月 大蔵省広報室長
- 平成 元年 5月 外務省在フランス日本国大使館
- 平成 6年 6月 大蔵省副財務官
- 平成 7年 3月 東京税関長
- 平成 9年 7月 国税庁次長
- 平成10年 6月 証券取引等監視委員会事務局長
- 平成12年 6月 国土庁長官官房長
- 平成13年 7月 国土交通省国土交通審議官
- 平成14年 7月 同省退官
- 平成15年 2月 シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役 (現任)
- 平成17年 3月 ケネディクス株式会社 社外監査役 (現任)
- 平成18年 6月 鴻池運輸株式会社 社外監査役 (現任)
- 平成19年12月 当社 監査役 (現任)
- 平成21年 6月 第一生命保険株式会社 社外取締役 (現任)
- 平成23年11月 株式会社日本雇用創出機構 社外監査役 (現任)
- 平成23年12月 イーピーエス株式会社 (現 E P S ホールディングス株式会社) 社外監査役 (現任)

■ 所有する当社の株式数 6,900株

■ 重要な兼職の状況

シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役、ケネディクス株式会社 社外監査役、
鴻池運輸株式会社 社外監査役、第一生命保険株式会社 社外取締役、
株式会社日本雇用創出機構 社外監査役、E P S ホールディングス株式会社 社外監査役

■ 社外監査役候補者とする理由

行政および上場企業の社外役員における豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. まつうら こういちろう 松浦 晃一郎

(昭和12年9月29日生)

社外監査役候補者

独立役員候補者

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 昭和34年 4月 外務省入省
- 昭和63年 7月 外務省経済協力局長
- 平成 2年 1月 外務省北米局長
- 平成 6年 8月 外務省在フランス日本国大使
- 平成10年11月 世界遺産委員会議長
- 平成11年11月 外務省退官
ユネスコ事務局長
- 平成21年11月 ユネスコ事務局長退任
- 平成22年11月 公益財団法人日仏会館理事長（現任）
- 平成23年 8月 当社 監査役（現任）
- 平成25年 1月 パリ日本文化会館支援協会理事長（現任）
- 平成25年 6月 一般社団法人アフリカ協会会長（現任）
- 平成26年 5月 公益財団法人関信越音楽協会代表理事（現任）

■ 所有する当社の株式数 3,400株

■ 重要な兼職の状況

公益財団法人日仏会館 理事長、パリ日本文化会館支援協会 理事長、一般社団法人アフリカ協会 会長
公益財団法人関信越音楽協会 代表理事

■ 社外監査役候補者とする理由

行政および国際関係における豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. のむらひろお 野村 周央

(昭和41年9月3日生)

社外監査役候補者

独立役員候補者

略歴、地位および重要な兼職の状況

平成 4年 4月 総務庁入庁
 平成 14年 11月 司法試験合格
 平成 16年 10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 堀裕法律事務所（現堀総合法律事務所）入所
 平成 21年 6月 株式会社新銀行東京 社外監査役（現任）
 平成 22年 1月 堀総合法律事務所 パートナー（現任）
 平成 24年 8月 当社 監査役（現任）

■ 所有する当社の株式数 200株

■ 重要な兼職の状況

株式会社新銀行東京 社外監査役、堀総合法律事務所 パートナー

■ 社外監査役候補者とする理由

弁護士としての豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、野村周央氏の所属する法律事務所との間において、顧問契約および業務委託契約を締結しており、これらの契約に基づき顧問料および業務委託料を支払っております。その他、各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 株式会社パナソニックおよび株式会社南部エンタープライズは、南部靖之氏の子会社等に該当します。
3. 松浦晃一郎氏および野村周央氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
4. 船橋晴雄、松浦晃一郎および野村周央の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。なお、3氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、下記のとおりであります。
- (1) 船橋晴雄氏は、本株主総会終結の時をもって約7年9ヶ月となります。
- (2) 松浦晃一郎氏は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 野村周央氏は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、船橋晴雄、松浦晃一郎および野村周央の3氏との間で、それぞれ、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合には、それぞれ、当該契約を継続する予定であります。
6. 社外監査役候補者船橋晴雄、松浦晃一郎および野村周央の3氏につきましては、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、3氏の再任が承認された場合引き続き独立役員とする予定です。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

のむら かずふみ
野村 和史 (昭和30年3月15日生)

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和52年 4月 株式会社マンパワーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
昭和57年11月 同社 大手町支店支店長
昭和60年 1月 同社 東京本社東京営業部長
昭和60年 4月 同社 取締役
平成11年 9月 同社 常務取締役東日本営業本部長
平成12年 6月 株式会社パソナ 常務執行役員関東営業部長
平成13年 6月 エヌエスパースナルサービス株式会社（現株式会社パソナ）代表取締役社長
平成22年 4月 同社 代表取締役会長（平成25年4月退任）
平成25年 5月 株式会社パソナ 特別顧問
平成25年 8月 同社 常勤監査役（現任）

■ 所有する当社の株式数 44,900株

- (注) 1. 野村和史氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 株式会社パソナは、南部靖之氏の子会社等に該当します。

第5号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであり、当社としては、本制度の導入は相当であるものと考えております。

本制度にかかる取締役の報酬等の額および内容については、平成20年8月20日開催の定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等の額（年額600百万円以内。ただし使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社取締役（社外取締役を除きます。以下、第5号議案において同じです。）に対して支給することといたしたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は11名であり、第2号議案のご承認が得られますと、本制度の対象となる取締役は11名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

なお、当社は平成21年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給も行っておらず、現在取締役の退任後に支払う報酬制度は設けておりません。本制度の導入により、取締役の報酬体系は、固定報酬と変動報酬から構成され、かつ報酬の一部を株式報酬とする業績連動型報酬に移行いたします。

(2) 当社が本信託に拠出する金額の上限および当社株式の取得方法

当社は、平成28年5月末日で終了する事業年度から平成32年5月末日で終了する事業年度

までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、800百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として800百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する株式の交付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

ご参考として、平成27年7月17日の終値1,184円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役への交付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額（800百万円）を原資に取得する株式数は、675,675株となります。

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

（3）取締役へ交付される当社株式の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、各取締役の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績目標達成度を勘案して計算される数のポイントを各取締役に付与します。

取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、260,000ポイント（当社普通株式260,000株相当）を上限とします。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（4）の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(4) 取締役に対する交付時期

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。

なお、金銭交付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(参考) 本制度の詳細につきましては、次頁以降記載の当社平成27年7月21日付開示「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

【参考】平成27年7月21日付開示「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」

1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認を頂くことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

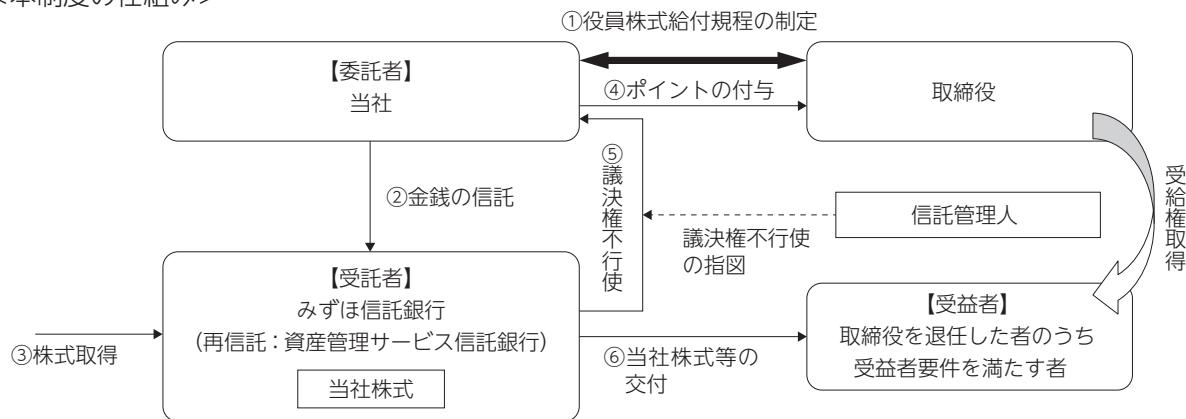
2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

なお、当社は平成21年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給も行っておらず、現在取締役の退任後に支払う報酬制度は設けておりません。本制度の導入により、取締役の報酬体系は、固定報酬と変動報酬から構成され、かつ報酬の一部を株式報酬とする業績連動型報酬に移行いたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は、本制度の対象外といたします。）

(3) 信託期間

平成27年10月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

(4) 当社が本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数

本株主総会で、本制度導入のご承認を頂くことを条件として、当社は、平成28年5月末日で終了する事業年度から平成32年5月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、800百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として800百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

ご参考として、平成27年7月17日の終値1,184円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役への交付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額（800百万円）を原資に取得する株式数は、675,675株となります。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法

当社は、各事業年度に関して、各取締役の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、連結業績目標達成度を勘案して計算される数のポイントを各取締役に付与します。

取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、260,000ポイント（当社普通株式260,000株相当）を上限とします。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の株式交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(7) 取締役に対する交付時期

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。なお、金銭交付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して交付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役会に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成27年10月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成27年10月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成27年10月（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げの影響等により個人消費に弱さが見られたものの、政府の経済政策の効果もあり、企業収益や雇用情勢は堅調に推移しました。

こうした環境の中、当社グループは企業の事業環境に合わせたサービスメニューの拡充や、新しい働き方の提案に積極的に取り組み、「ソーシャルソリューションカンパニー」として教育・研修、保育、ヘルスケア、地方活性・農業分野へもサービス領域を拡張し様々な課題解決を行ってまいりました。

このような活動の結果、当連結会計年度の業績はエキスパートサービス（人材派遣）、インソーシング（委託・請負）をはじめ多くのセグメントで増収となり、売上高は226,227百万円（前連結会計年度比8.4%増）となりました。尚、当連結会計年度より連結納税に移行し、対象子会社の決算期を3月から5月に変更したことに伴い、一部子会社が14ヶ月の変則決算となっております。

また売上総利益については、プレース&サーチ（人材紹介）が大幅に伸長したほか、エキスパートサービスやグローバルソーシング（海外人材サービス）も増収となったことなどにより、45,871百万円（前連結会計年度比14.0%増）となりました。販管費はM&Aや変則決算の影響に加えて、既存事業拡大のための人的投資等を行ったことから42,381百万円（前連結会計年度比14.5%増）と増加しましたが、営業利益は3,490百万円（前連結会計年度比8.7%増）、経常利益は3,343百万円（前連結会計年度比6.6%増）と共に増益となりました。しかし、平成27年度税制改正に伴い、繰延税金資産の取崩し等の影響により法人税等調整額が増加したことから、当期純利益は214百万円（前連結会計年度比59.3%減）と減益となりました。

■ 連結業績

(百万円)

区 分	第7期 平成26年5月期	第8期(当期) 平成27年5月期	増 減 率
売上高	208,660	226,227	8.4%
営業利益	3,210	3,490	8.7%
経常利益	3,135	3,343	6.6%
当期純利益	526	214	△59.3%

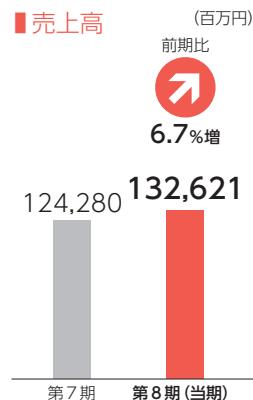
事業別の状況（セグメント間取引消去前）

エキスパートサービス（人材派遣）

景気改善により幅広い業界で受注が増加しており、特に職種別では専門職領域のニーズが高く、当社グループでは経理、貿易、外国語事務などを強化分野として、教育・研修によるスキル向上や資格取得を支援する育成型派遣に注力しました。また、外部パートナーとの連携も強化して専門人材の供給力を高めたほか、当連結会計年度から医療関連人材サービスを提供する株式会社パソナメディカル（旧 株式会社メディカルアソシア）も寄与した結果、職種別ではテクニカルやITエンジニアリング分野が伸びました。

また、専門人材の分野では、平成27年3月に住友商事株式会社の100%子会社である住商アドミサービス株式会社の派遣事業を株式会社パソナが譲り受け、今後、キャプラン株式会社と共に貿易事務分野でのシェア拡大をさらに推進し、専門強化を図ってまいります。

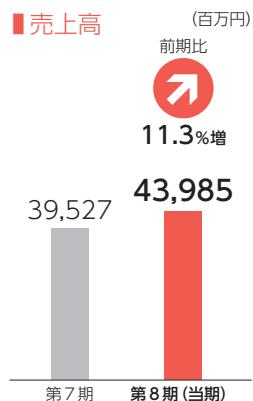
これらの結果、売上高は132,621百万円（前連結会計年度比6.7%増）となりました。



インソーシング（委託・請負）

民間企業においては、コスト削減や経営効率化などの導入効果が評価され、顧客内での他部門への横展開が大幅に増加しました。また、実績の増加が提案力向上につながり、新規顧客も増加しました。

パブリック分野では、女性の活躍推進、中小企業の海外進出支援、地方移住サポートなど政府の成長戦略に基づく案件の民間委託の増加が追い風となりました。従来から注力してきた行政事務代行の豊富な実績に加えて、「子ども・子育て支援新制度」に対応した「保育事務センター」の設置・運営を民間企業として初めて受託するなど、先進的事例が複数の自治体に波及し、結果、売上高は43,985百万円（前連結会計年度比11.3%増）となりました。また、ノウハウの蓄積によりプロジェクトマネジメント力が向上し、粗利率も順調に改善しています。



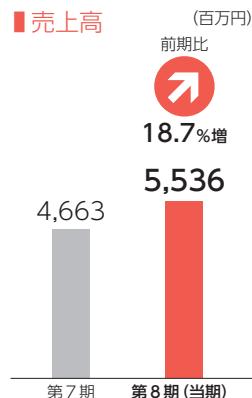
HRコンサルティング、教育・研修他

企業のグローバル化や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う訪日外国人の増加に対応するため、キャプラン株式会社が運営する「Jプレゼンスアカデミー」では「おもてなし研修」や外国語を使用する接客など、企業向けコミュニケーション研修が大幅に増加しました。

また、キャプランが導入・コンサルティングを実施しているタレントマネジメントシステム（サクセスファクターズ）※ についても、グループ会社や外部パートナーと連携した顧客開拓によって新規導入企業が増加したほか、既存顧客においても対象者や利用メニューが広がりました。

結果、売上高は5,536百万円（前連結会計年度比18.7%増）となりました。

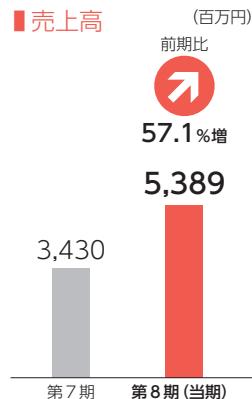
※従業員スキル・経験等の可視化と評価の一元管理を可能にして、企業の人材活用・育成を支援するSAPグループの人材管理システム



プレース&サーチ（人材紹介）

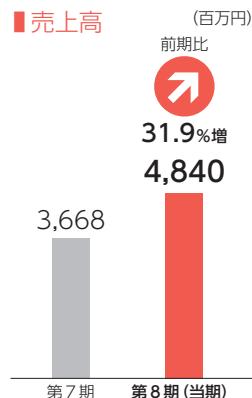
景気改善が追い風となって企業からの活発な求人が続いたことや募集戦略が奏功したことにより、成約数は好調に推移しました。従来からのボリュームゾーンである20～30代の年齢層に加えて、マネージャーやマネジメントクラスが多い40～50代の成約も売上拡大に寄与しました。

また、女性管理職比率の向上を目指す企業からの求人増加に伴い、女性の転職に特化したチームの発足やイベント開催など様々な施策を行った結果、女性の成約数も増加しました。よって売上高は5,389百万円（前連結会計年度比57.1%増）と大幅な増収となりました。



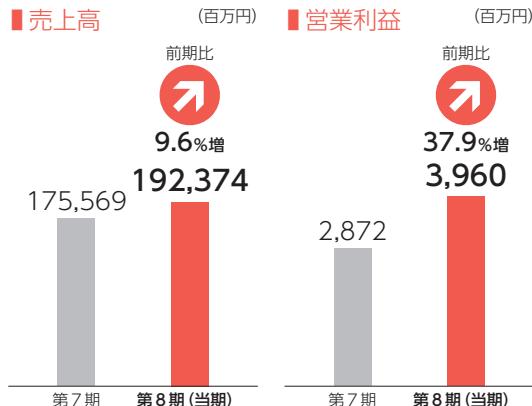
グローバルソーシング（海外人材サービス）

北米やASEANへの日系企業の進出が増加し、人材需要が堅調に推移しました。人材派遣は北米や台湾を中心に、稼働者の増加や単価の上昇などにより増収となりました。人材紹介は北米、中国、シンガポールをはじめ多くの国で成約数が増加し、エグゼクティブサーチ案件も伸長しました。アウトソーシングは給与計算代行、採用代行のほか、現地人材育成を支援する教育・研修、さらには現地法人設立に関するコンサルティングやビザ取得支援など、海外進出をサポートする事業も着実に増加しました。その結果、売上高は4,840百万円（前連結会計年度比31.9%増）となりました。



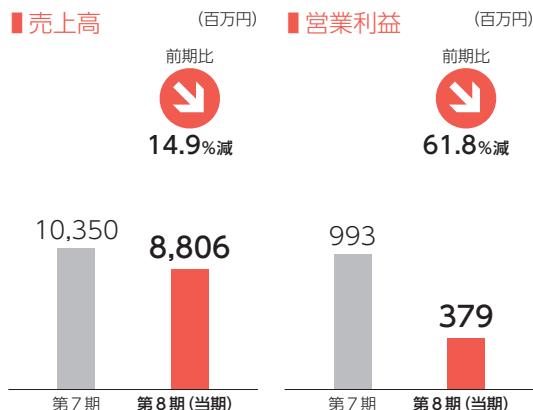
エキスパートサービス、インソーシング他

以上の結果、当セグメントの売上高は192,374百万円（前連結会計年度比9.6%増）となりました。増収とインソーシングにおける粗利率向上の寄与により売上総利益が増加し、M&Aや変則決算の影響で販管費が増加したものの、営業利益は3,960百万円（前連結会計年度比37.9%増）と大幅な増益となりました。



アウトプレースメント（再就職支援）

景気回復により企業の雇用調整が大幅に減少し、受注の低下や案件の小型化によって、売上高は8,806百万円（前連結会計年度比14.9%減）となりました。新規求人開拓に注力すると共に、能力開発やキャリアカウンセリングを強化し、再就職決定の早期化を進め、コンサルタント数や拠点の最適化にも努めましたが、営業利益は379百万円（前連結会計年度比61.8%減）と大幅な減益となりました。

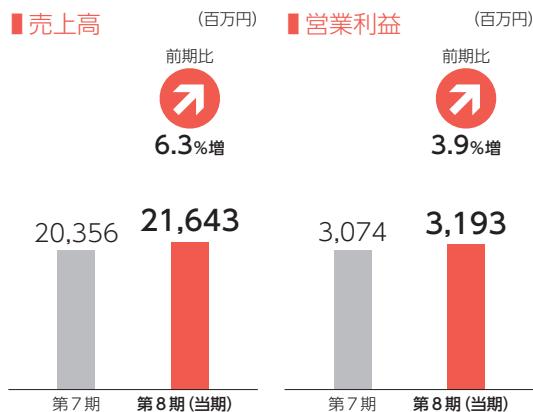


アウトソーシング

当社子会社で福利厚生者のアウトソーシングサービスを手がける株式会社ベネフィット・ワンでは、福利厚生サービスを中心にサービスインフラを有効に活用しながら多角的に事業を展開すると共に、海外事業も積極的に推進しています。

主力の福利厚生事業においては提案営業を積極的に行い、中堅・中小企業の開拓にも注力した結果、会員数は堅調に推移しました。また、取引先と協働で個人顧客向けサービスを展開するパーソナル事業においても会員が順調に増加し、報奨金等をポイント化して管理・運営するインセンティブ事業も新規顧客の獲得が好調に推移しました。さらに、健診予約代行から特定保健指導に至るまでのワンストップサービスを提供するヘルスケア事業では、既存サービスに加えてデータヘルス計画支援やメンタルチェック等の新サービスに積極的に取り組み、営業基盤の強化に注力しました。

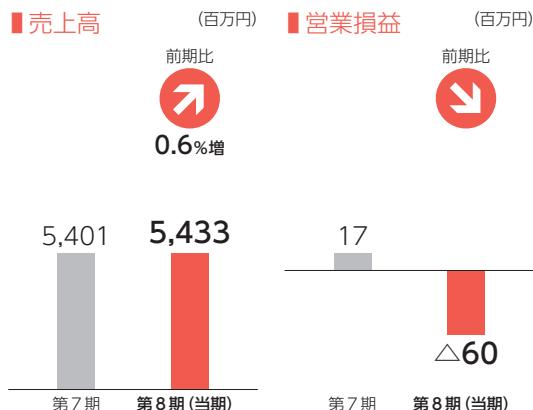
その結果、売上高は21,643百万円（前連結会計年度比6.3%増）、営業利益は3,193百万円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。



ライフソリューション、パブリックソリューション、シェアード

政府の待機児童解消や女性活躍推進に向けた施策が追い風となり、保育関連事業を展開する株式会社パソナフォスターでは保育施設の開設や学童クラブの運営が増加し、当セグメントの売上高は5,433百万円（前連結会計年度比0.6%増）となりました。

利益面では、新規事業の先行投資等により、営業損失60百万円（前連結会計年度は営業利益17百万円）となりました。



消去又は全社

グループ間取引および持株会社である株式会社パソナグループの販管費や新規事業のインキュベーション費用が含まれております。また期中より、グループの経営効率化の観点から、「シェアード」セグメントに含めておりましたIT部門を持株会社に集約しております。

当連結会計年度の売上高は△2,030百万円（前連結会計年度は△3,017百万円）、営業利益は△3,983百万円（前連結会計年度は△3,748百万円）となりました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に株式取得のための資金として、金融機関からの長期借入により5,100百万円の資金調達を行いました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2,711百万円であり、その内容は既存拠点の配置転換に伴う建物（附属設備を含む）、工具器具備品及びリース資産、新基幹業務システム開発などのソフトウェアであります。

(百万円)

セグメントの名称	建物・工具 器具備品、 リース資産	土地	ソフトウェア	計
エキスパートサービス(人材派遣)、 インソーシング(委託・請負)他	325	－	649	974
アウトプレースメント(再就職支援)	9	－	30	39
アウトソーシング	378	5	683	1,067
ライフソリューション パブリックソリューション シェアード	67	－	1	69
全社	452	65	42	560
計	1,233	71	1,407	2,711

4. 重要な組織再編等

当社は、当社グループの幅広い実績と人材供給力の強みを生かし、BPO領域における確固たるポジションの確立を目的として、当連結会計年度にパナソニック ビジネスサービス株式会社の株式266株（議決権所有割合66.5%）を取得し、連結子会社といたしました。なお、同社は平成27年4月1日付けでパソナ・パナソニック ビジネスサービス株式会社へ商号変更しております。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分		第5期	第6期	第7期	第8期(当期)
		平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期
売上高	(百万円)	181,498	207,685	208,660	226,227
営業利益	(百万円)	1,964	3,176	3,210	3,490
経常利益	(百万円)	2,091	3,187	3,135	3,343
当期純利益	(百万円)	29	610	526	214
1株当たり当期純利益	(円)	78.78	1,630.20	(注)2 14.05	5.82
総資産額	(百万円)	70,889	71,276	75,615	88,641
純資産額	(百万円)	26,295	26,253	27,181	29,620
1株当たり純資産額	(円)	54,853.94	55,849.68	(注)2 571.37	579.76

(注) 1. 当連結会計年度の営業成績につきましては、「**1**企業集団の現況に関する事項」の「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

2. 平成25年12月1日をもって、当社株式を1株につき100株の割合で分割しております。

第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。



6. 対処すべき課題

当社グループでは、人々の多様な価値観やライフスタイルに対応できる働き方を提案し、雇用創造に取り組んでおります。付加価値向上のためにフィールドを拡大し、様々な分野におけるニーズを取り込むとともに、多様なソリューションを提供し、既存事業とのシナジー創出にも注力してまいります。持続的成長を実現していくために以下を次連結会計年度の重点として掲げています。

① B P O事業の成長加速

国際競争力が高まる中で、企業のB P R（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）を踏まえた業務の外部委託がますます増加すると見込んでおります。パブリックでも、当社の強みを活かした女性や農業の分野での受託が増加しており、今まで培ったノウハウが功を奏しております。次連結会計年度は人材とICTを組み合わせたソリューションや、総務等に新たにサービスフィールドを拡張するなどグループ連携を図りながら、パブリック、民間企業の生産性向上に寄与するサービスを提案、構築してまいります。

※ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

② エキスパートサービスの専門強化と拡大

今後もニーズが高まると予想される貿易、経理、外国語事務などの専門人材の教育、育成を拡充していきます。また、人々がそれぞれの価値観に応じて活躍できるよう、外部パートナーとの連携により、在宅ワークなど新しい働き方の推進や派遣スタッフ向けにキャリアコンサルティングを強化することによって、体系的な専門スキル習得の支援を行ってまいります。

③ グローバル事業の拡大

世界でも成長が見込まれるA S E A N地域や、北米をターゲットに一層の強化を図っていきます。サービスメニューの拡張はもとより、現地法人設立から人事・経理業務などのトータルサポートや現地の大学との連携により技術者の育成を行うなど新しい事業の開発も推進してまいります。また、現地化を進める企業から、現地の文化等を熟知した人材の採用や人材育成などのニーズが高まっており、グループ会社との連携を強化し企業の人材戦略を支援してまいります。

④ ヘルスケア事業の強化

企業が人材を確保するために「健康経営」に取り組むことは重要な経営戦略の一つです。当社グループでは、働く人々の健康を守ることを第一と考えており、今まで派遣スタッフや社員に向けて様々な健康サポートに取り組んでまいりました。そのようなノウハウを通じて、企業が「健康経営」を実現するため、様々な支援サービスを強化してまいります。

⑤地方活性化事業の更なる推進

当社グループは人口の減少や産業の衰退など課題を抱える地方に人材を流動化させ、持続的に発展できる新たな産業や雇用を創造する地方活性化事業を推進しています。

地域の豊かな資源をより一層発展させるため、農業や食に関わる人材の育成、産業の創出を通じ、地方の活性化を支援してまいります。

7. 主要な事業内容 (平成27年5月31日現在)

当社グループは、主に以下の事業を行っております。

- ・エキスパートサービス (人材派遣)
- ・インソーシング (委託・請負)
- ・HRコンサルティング、教育・研修他
- ・プレース&サーチ (人材紹介)
- ・グローバルソーシング (海外人材サービス)
- ・アウトプレースメント (再就職支援)
- ・アウトソーシング
- ・その他の事業 (保育、福祉介護、家事代行など)

8. 主要な営業所 (平成27年5月31日現在)

①当社

本店	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
グループ総合拠点 (東京)	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
グループ総合拠点 (大阪)	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番15号

②子会社

株式会社パソナ	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
株式会社ベネフィット・ワン	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
株式会社パソナテック	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
キャプラン株式会社	東京都港区南青山三丁目1番31号
ビーウィズ株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
パソナ・パナソニック ビジネスサービス株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地

9. 使用人の状況 (平成27年5月31日現在)

セグメントの名称	人数 (名)
エキスパートサービス (人材派遣)、 インソーシング (委託・請負) 他	5,020 (881)
アウトプレースメント (再就職支援)	411 (64)
アウトソーシング	773 (215)
ライフソリューション、 パブリックソリューション、シェアード	166 (121)
全社	214 (21)
合 計	6,584 (1,302)

- (注) 1. 使用人数は全連結会社の就労人員の合計であり、臨時使用人数は当連結会計年度の平均就労人員を括弧内に外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度に比べ1,562名増加しておりますが、この主な理由は、パソナ・パナソニック ビジネスサービス株式会社及び同子会社を連結子会社化したことによるものであります。

10. 主要な借入先 (平成27年5月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,650
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,765
株式会社りそな銀行	1,940
株式会社三井住友銀行	1,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	200

11. 重要な子会社の状況 (平成27年5月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パソナ	3,000百万円	100.00%	人材派遣、委託・請負、人材紹介、再就職支援
株式会社ベネフィット・ワン	1,527百万円	54.43%	福利厚生代行サービス
株式会社パソナテック	480百万円	100.00%	人材派遣、委託・請負、人材紹介
キャプラン株式会社	350百万円	100.00%	人材派遣、委託・請負、人材紹介、教育研修
ビーウィズ株式会社	300百万円	60.00%	コンタクトセンター、ビジネスプロセスのアウトソーシング
パソナ・パナソニック ビジネスサービス株式会社	20百万円	66.50%	総務・オフィスサポート、マニュアル・販促物制作、デジタルコンテンツ制作、ドキュメントサービス等

(注) 当社の議決権比率には間接所有分を含んでおります。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況 (平成27年5月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 グループ代表兼社長	南部 靖之		株式会社パソナ 代表取締役会長 株式会社ベネフィット・ワン 取締役会長 日本コロムビア株式会社 社外取締役
取締役会長	竹中 平蔵		慶應義塾大学 教授
取締役 (専務執行役員)	深澤 旬子	人事部・広報室・ 企画制作室担当兼 社会貢献室長	株式会社パソナハートフル 代表取締役社長
取締役 (専務執行役員)	山本 絹子	事業開発部担当	株式会社パソナふるさとインキュベーション 代表取締役社長
取締役 (専務執行役員)	若本 博隆	経営企画部担当	株式会社ベネフィット・ワン 社外取締役
取締役 (常務執行役員)	仲瀬 裕子	財務経理部・IR室 担当	株式会社ベネフィット・ワン 社外取締役
取締役 (常務執行役員)	上斗米 明	ヒューマンインク ベーションインスティ テュート・特命担当	株式会社ベネフィット・ワン 社外取締役
取締役	佐藤 司	国際業務室担当	株式会社パソナ 代表取締役社長 株式会社パソナメディカル 代表取締役社長
取締役	森本 宏一	情報システム部担当	株式会社パソナテック 代表取締役会長 キャプラン株式会社 代表取締役社長 株式会社パソナテキーラ 代表取締役会長
取締役	渡辺 尚		株式会社パソナ 取締役副社長COO
取締役	白石 徳生		株式会社ベネフィット・ワン 代表取締役社長

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	平澤 創		株式会社フェイス 代表取締役社長 株式会社八創 代表取締役 日本コロムビア株式会社 取締役会長 株式会社GENESIS 代表取締役
取締役	後藤 健		株式会社ベネフィット・ワン 社外監査役 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	近藤 誠一		近藤文化・外交研究所 代表 カゴメ株式会社 社外取締役 JXホールディングス株式会社 社外取締役 公益財団法人東京都交響楽団 理事長
常勤監査役	堺 精一		
監査役	船橋 晴雄		シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役 ケネディクス株式会社 社外監査役 鴻池運輸株式会社 社外監査役 第一生命保険株式会社 社外取締役 株式会社日本雇用創出機構 社外監査役 EPSホールディングス株式会社 社外監査役
監査役	松浦 晃一郎		公益財団法人日仏会館 理事長 パリ日本文化会館支援協会 理事長 一般社団法人アフリカ協会 会長 公益財団法人関信越音楽協会 代表理事
監査役	野村 周央		株式会社新銀行東京 社外監査役 堀総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役平澤創、後藤健、近藤誠一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役船橋晴雄、松浦晃一郎、野村周央の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役平澤創、後藤健、近藤誠一及び監査役船橋晴雄、松浦晃一郎、野村周央の6氏につきましては、東京証券取引所に
 対し、独立役員として届け出ております。
 4. 平成26年8月28日開催の第7期定時株主総会において、近藤誠一氏が取締役に新たに選任され、就任しております。
 5. 取締役竹中平蔵氏は、平成27年6月23日をもってオリックス株式会社の社外取締役に就任しております。
 6. 取締役上斗米明氏は、平成27年6月29日をもって株式会社川金ホールディングスの社外取締役に就任しております。
 7. 取締役森本宏一氏は、平成26年6月1日付で株式会社パソナC10が株式会社パソナに吸収合併されたことに伴い、株式会
 社パソナC10の代表取締役を退任しております。
 8. 社外取締役平澤創氏は、平成26年6月26日をもって株式会社ベネフィット・ワンの社外取締役を退任しております。
 9. 社外監査役船橋晴雄氏は、大蔵省及び国税庁などの経験及び長年にわたる複数社での監査役の経験を有しており、財務及び
 会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘 要
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	
定款または株主総会 決議に基づく報酬	13	292	4	29	17	321	
計		292		29		321	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記は社外役員分を含めて記載しております。

3. その他当社の会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 当社の社外役員に関する事項

1. 社外役員の重要な兼職の状況等 (平成27年5月31日現在)

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
社外取締役	平澤 創	株式会社フェイス	代表取締役社長	—
		株式会社八創	代表取締役	—
		日本コロムビア株式会社	取締役会長	—
		株式会社GENESIS	代表取締役	—
	後藤 健	株式会社ベネフィット・ワン	社外監査役	子会社
		コムシスホールディングス株式会社	社外取締役	—
	近藤 誠一	近藤文化・外交研究所	代表	—
		カゴメ株式会社	社外取締役	—
		JXホールディングス株式会社	社外取締役	—
		公益財団法人東京都交響楽団	理事長	—
社外監査役	船橋 晴雄	シリウス・インスティテュート株式会社	代表取締役	—
		ケネディクス株式会社	社外監査役	—
		鴻池運輸株式会社	社外監査役	—
		第一生命保険株式会社	社外取締役	—
		株式会社日本雇用創出機構	社外監査役	子会社
		E P S ホールディングス株式会社	社外監査役	—
	松浦 晃一郎	公益財団法人日仏会館	理事長	—
		パリ日本文化会館支援協会	理事長	—
		一般社団法人アフリカ協会	会長	—
		公益財団法人関信越音楽協会	代表理事	—
	野村 周央	株式会社新銀行東京	社外監査役	—
		堀総合法律事務所	パートナー	※

※ 当社は、堀総合法律事務所との間で顧問契約および業務委託契約を締結しており、これらの契約に基づき顧問料および業務委託料を支払っております。

2. 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	平澤 創	当事業年度開催の取締役会18回のうち、16回に出席し、現在までの経営者としての豊富な経験に基づく観点から、議案・審議等につき意見を積極的に述べております。
	後藤 健	当事業年度開催の取締役会18回のうち、全ての回に出席し、現在までの経営者としての豊富な経験に基づく観点から、議案・審議等につき意見を積極的に述べております。
	近藤 誠一	取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会14回のうち、13回に出席し、現在までの行政及び国際関係における豊富な経験に基づく観点から、議案・審議等につき意見を積極的に述べております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	船橋 晴雄	当事業年度開催の取締役会18回のうち、全ての回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち、12回に出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べております。
	松浦 晃一郎	当事業年度開催の取締役会18回のうち、全ての回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち、全ての回に出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べております。
	野村 周央	当事業年度開催の取締役会18回のうち、17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち、全ての回に出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べております。

3. 責任限定契約に関する事項

当社は定款に社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役全員及び社外監査役全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

①社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金480万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

②社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

4. 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	子会社からの役員報酬
社外役員の報酬等の総額等	6名	36百万円	4百万円

5. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項 (平成27年5月31日現在)

1. 上位10名の大株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
南部靖之	14,763,200	40.12
株式会社南部エンタープライズ	3,737,800	10.16
ゴールドマンサックスインターナショナル	1,433,577	3.90
バンク オブ ニューヨーク シーシーエム クライアント アカウト シェイプ-アルディ アイエスジ- イイー-エイシ-	1,358,146	3.69
クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカウト クライアント	1,227,000	3.33
株式会社サンリオ	905,000	2.46
パソナグループ従業員持株会	695,800	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	557,200	1.51
ザ バンク オブ ニューヨーク-ジャスディック トリーティー アカウト	531,800	1.45
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	434,600	1.18

(注) 持株比率は、自己株式(4,893,100株)を控除して計算しております。

2. 会社の株式に関する事項

①発行可能株式総数	150,000,000株
②発行済株式の総数	41,690,300株
③株主数	7,527名

5 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

当社は、会社法に基づく会計監査ならびに金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査を有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	63百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

4. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

7 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制（平成27年4月27日及び同年6月29日改定）及び当該体制の運用状況

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及び子会社の取締役が定められた企業行動憲章に基づき、法令・定款を遵守すること並びに企業理念に則った行動を取る様、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
- ②当社のコンプライアンス委員会は、当社及び子会社の役職員の法令遵守に対する取組みの状況を点検し、必要な場合は整備し、また教育を行う等横断的に統括を行う。
- ③コンプライアンス委員会の活動概要は定期的に取り締役に報告する。
- ④当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
- ⑤常勤監査役並びに当社と利害関係を有しない社外監査役による監視を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に用いる重要な文書の作成、保存及び廃棄については制定された文書管理規程に基づき、実行されるよう徹底を図る。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及び主要な子会社は危機管理について定められたリスクマネジメント規程により管理を行うと共に、役職員全員に危機管理マニュアルの概要を配布することにより徹底を図る。
- ②リスクマネジメント体制における最高責任者はグループ代表とする。リスクに関する統括管理は当社及び主要な子会社に設置されたリスクマネジメント委員会が行い、コーポレートガバナンス本部の担当役付執行役員をリスクに関する統括責任者として指名する。
- ③リスクマネジメント委員会は、危機管理マニュアルに基づいて予め具体的なリスクを想定・分類し、有事の際には迅速且つ適切な情報伝達が行える様、整備を行っておく。
- ④当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、

職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図る。

- ②当社は定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、常勤の取締役及び監査役が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
- ③子会社は会社の規模に応じて定例取締役会を毎月若しくは少なくとも四半期に1回以上開催するよう取締役会規程を定めており、当社の経営企画部が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ④当社及び子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

5. 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①企業行動憲章により定められている企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。
- ②当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- ③当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社及び子会社に内部通報制度を設けるとともに、同制度を活用しやすくするために、通報先を社内だけでなく社外にも設け、通報者が通報先を選択出来る体制とする。
- ④当社のコンプライアンス委員会、コンプライアンス室及び内部監査室は、平素より、当社及び子会社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、必要な場合には取締役へ報告、提案を行う。

6. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記1～5に掲げる事項のほか、

- ①子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
- ②子会社（上場会社を除く）とグループ経営契約を締結し、取締役等の職務執行に係る重要事項について当社が報告を受ける体制とする。
- ③当社の内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を常勤取締役及び常勤監査役が出席する内部監査報告会に報告し、状況に応じて必要な管理を行う。
- ④財務報告の適正性確保のため、当社の内部統制委員会は内部統制委員会規程に基づき内部統制評価計画の策定、内部統制室が実施する内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室を設置し、監査役室の要員が専任の補助使用人として監査役の職務の補助を行う。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の補助使用人は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
- ②監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の事前承認を得る。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社または子会社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは速やかに所属する会社の監査役に報告を行うこととし、その徹底を図る。子会社において、監査役がこれらの報告を受けた場合は、ただちに当社の監査役へ報告する。
また、当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査役へ報告される。
- ②第1項の報告者に対し、報告を理由とした不利益取扱いを行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットライン規程に定めて徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。
- ②監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室、監査役室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

- ①当社は、「パソナグループ企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ②不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定めると共に、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

当社の運用状況

1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室、内部統制室及び内部統制委員会（当事業年度は4回開催）がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制室及び内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

2. コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のコンプライアンス委員会（当事業年度は12回開催）が中心となって行っており、「社会の問題点を解決する」という企業理念のもと、社会的責任（CSR）を果たすために、コンプライアンス委員会で当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしており、また、グループの全役員、社員の行動指針として「パソナグループ企業行動憲章」を定め、役職員に対して階層別の定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的とし、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程を制定し、当社内部監査室及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン」を当社及び子会社に設置しており、相談内容が直ちに当社の常勤監査役に報告される体制を整備しております。また、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

3. リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスクマネジメント規程を制定し、当社のリスクに関する統括組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は2回開催）を設置し、危機管理マニュアルに基づいてあらかじめ具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。また災害を想定した訓練も適宜行っております。

4. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社（上場会社を除く）との間で締結した「グループ経営契約」に則り、同契約が定める事前協議事項について、それぞれの当社の主管部門が、子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。また、当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

5. 取締役の職務執行

「パソナグループ企業行動憲章」や役員取扱規程等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は18回開催されております。

また、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っております。

6. 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制委員会や内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部統制室及び内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングすると共に、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助使用人が所属する監査役室を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させており、補助使用人の異動、処遇等の人事事項は監査役と事前協議の上、実施しております。

8 特定完全子会社に関する事項

1. 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社パソナ
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

2. 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

12,094百万円

3. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

48,952百万円

9 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、剰余金の配当等につきましては、成長過程にある人材ビジネス市場で十分な役割を果たすため、新規事業投資や設備投資などの成長資金を確保しつつ、経営基盤と収益力の強化に努め、企業価値の向上による株主利益の増大を目指しております。また、業績に応じた株主還元を実施することを基本方針として、連結配当性向の目標を25%としておりますが、同時に継続的かつ安定的な配当の維持にも努めてまいります。

平成27年5月期の年間配当金につきましては、平成27年7月15日の取締役会決議に基づき1株当たり12円といたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(百万円)

科 目	第8期(当期) 平成27年5月31日現在	第7期(ご参考) 平成26年5月31日現在
資産の部		
流動資産	58,129	48,545
現金及び預金	21,123	18,203
受取手形及び売掛金	29,531	24,666
有価証券	203	203
たな卸資産	1,007	679
繰延税金資産	1,330	1,054
未収還付法人税等	438	382
その他	4,558	3,411
貸倒引当金	△64	△56
固定資産	30,512	27,069
有形固定資産	9,770	8,342
建物	4,467	3,147
土地	1,953	1,556
リース資産	2,059	2,371
その他	1,290	1,266
無形固定資産	9,801	9,373
のれん	4,884	5,173
ソフトウェア	3,487	2,893
リース資産	75	118
顧客関係資産	1,223	1,036
その他	130	151
投資その他の資産	10,940	9,353
投資有価証券	2,845	2,846
長期貸付金	127	138
退職給付に係る資産	1,430	565
繰延税金資産	735	734
敷金及び保証金	4,879	4,577
その他	967	838
貸倒引当金	△45	△10
投資損失引当金	—	△335
資産合計	88,641	75,615

科 目	第8期(当期) 平成27年5月31日現在	第7期(ご参考) 平成26年5月31日現在
負債の部		
流動負債	46,267	36,967
買掛金	5,217	2,547
短期借入金	3,972	5,306
リース債務	714	640
未払金	5,283	3,849
未払費用	12,576	12,884
未払法人税等	1,425	1,121
未払消費税等	6,248	1,939
前受収益	2,037	2,141
賞与引当金	2,814	2,268
役員賞与引当金	25	22
資産除去債務	50	18
その他	5,900	4,227
固定負債	12,753	11,467
社債	—	56
長期借入金	7,419	6,503
リース債務	1,568	1,919
退職給付に係る負債	1,692	1,139
繰延税金負債	567	425
資産除去債務	842	835
その他	662	586
負債合計	59,021	48,434
純資産の部		
株主資本	20,539	20,629
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	6,068	6,054
利益剰余金	13,370	13,402
自己株式	△3,899	△3,827
その他の包括利益累計額	794	467
その他有価証券評価差額金	206	82
為替換算調整勘定	271	70
退職給付に係る調整累計額	316	314
少数株主持分	8,286	6,083
純資産合計	29,620	27,181
負債及び純資産合計	88,641	75,615

■ 連結損益計算書

(百万円)

科 目	第8期(当期) 平成27年5月期	第7期(ご参考) 平成26年5月期
売上高	226,227	208,660
売上原価	180,355	168,420
売上総利益	45,871	40,239
販売費及び一般管理費	42,381	37,029
営業利益	3,490	3,210
営業外収益	310	305
受取利息	30	25
補助金収入	86	106
不動産賃貸料	56	50
その他	137	123
営業外費用	457	380
支払利息	161	167
持分法による投資損失	92	92
コミットメントフィー	41	38
その他	161	81
経常利益	3,343	3,135
特別利益	91	0
固定資産売却益	0	—
投資有価証券売却益	—	0
関係会社株式売却益	—	0
受取補償金	90	—
持分変動利益	0	—
特別損失	225	64
固定資産除売却損	66	41
投資有価証券評価損	14	—
減損損失	124	15
持分変動損失	—	1
その他	21	6
税金等調整前当期純利益	3,208	3,071
法人税、住民税及び事業税	2,155	1,840
法人税等調整額	△87	△218
少数株主損益調整前当期純利益	1,141	1,449
少数株主利益	927	923
当期純利益	214	526

■ 連結株主資本等変動計算書

(百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年6月1日残高	5,000	6,054	13,402	△3,827	20,629
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	206	—	206
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,000	6,054	13,608	△3,827	20,836
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△374	—	△374
当期純利益	—	—	214	—	214
自己株式の取得	—	—	—	△72	△72
連結範囲の変動	—	—	△78	—	△78
その他	—	13	—	—	13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	13	△238	△72	△296
平成27年5月31日残高	5,000	6,068	13,370	△3,899	20,539

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成26年6月1日残高	82	70	314	467	6,083	27,181
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	206
会計方針の変更を反映した 当期首残高	82	70	314	467	6,083	27,388
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△374
当期純利益	—	—	—	—	—	214
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△72
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	△78
その他	—	—	—	—	—	13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	123	201	1	326	2,202	2,528
連結会計年度中の変動額合計	123	201	1	326	2,202	2,231
平成27年5月31日残高	206	271	316	794	8,286	29,620

計算書類

貸借対照表

(百万円)

科 目	第8期(当期) 平成27年5月31日現在	第7期(ご参考) 平成26年5月31日現在
資産の部		
流動資産	12,871	10,318
現金及び預金	10,541	9,130
売掛金	543	403
貯蔵品	24	19
前払費用	294	246
繰延税金資産	40	8
未収還付法人税等	425	158
短期貸付金	0	6
未収入金	742	297
その他	291	47
貸倒引当金	△32	-
固定資産	36,081	33,237
有形固定資産	3,955	3,881
建物	1,342	1,318
構築物	22	22
機械及び装置	0	1
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	198	102
土地	793	727
リース資産	1,574	1,703
建設仮勘定	22	5
無形固定資産	160	2
ソフトウェア	129	2
リース資産	31	-
投資その他の資産	31,965	29,353
投資有価証券	564	829
関係会社株式	29,070	26,633
長期貸付金	5	10
前払年金費用	22	-
繰延税金資産	361	366
敷金及び保証金	1,733	1,674
その他	207	148
投資損失引当金	-	△310
資産合計	48,952	43,555

科 目	第8期(当期) 平成27年5月31日現在	第7期(ご参考) 平成26年5月31日現在
負債の部		
流動負債	24,506	19,929
短期借入金	3,890	4,762
CMS預り金	19,158	14,173
リース債務	505	355
未払金	496	255
未払費用	103	132
未払法人税等	17	17
未払消費税	38	107
賞与引当金	76	64
その他	220	62
固定負債	9,505	8,531
長期借入金	7,337	6,215
リース債務	1,220	1,334
退職給付引当金	-	7
長期預り保証金	849	790
資産除去債務	32	28
その他	65	154
負債合計	34,012	28,460
純資産の部		
株主資本	14,939	15,094
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	12,444	12,444
資本準備金	5,000	5,000
その他資本剰余金	7,444	7,444
利益剰余金	1,354	1,143
その他利益剰余金	1,354	1,143
圧縮積立金	8	10
繰越利益剰余金	1,346	1,133
自己株式	△3,859	△3,493
評価・換算差額等	0	0
その他有価証券評価差額金	0	0
純資産合計	14,940	15,094
負債及び純資産合計	48,952	43,555

■ 損益計算書

(百万円)

科 目	第8期(当期) 平成27年5月期	第7期(ご参考) 平成26年5月期
売上高	6,450	5,742
売上原価	1,683	1,500
売上総利益	4,767	4,241
販売費及び一般管理費	4,031	3,781
営業利益	735	460
営業外収益	106	72
受取利息	6	9
補助金収入	9	4
不動産賃貸料	64	36
その他	26	22
営業外費用	346	235
支払利息	145	143
貸倒引当金繰入額	30	—
コミットメントフィー	30	27
不動産賃貸原価	54	27
その他	84	36
経常利益	495	297
特別利益	0	98
関係会社株式売却益	0	0
現物配当に伴う交換利益	—	98
特別損失	260	205
固定資産除売却損	2	1
投資有価証券評価損	3	—
関係会社株式評価損	253	193
関係会社株式売却損	—	11
税引前当期純利益	235	190
法人税、住民税及び事業税	△310	12
法人税等調整額	△30	△391
当期純利益	575	569

■ 株主資本等変動計算書

(百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成26年6月1日残高	5,000	5,000	7,444	12,444	10	1,133	1,143	△3,493	15,094
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	10	10	-	10
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,000	5,000	7,444	12,444	10	1,143	1,153	△3,493	15,104
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△374	△374	-	△374
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△2	2	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	575	575	-	575
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△366	△366
その他	-	-	-	-	0	△0	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△1	203	201	△366	△165
平成27年5月31日残高	5,000	5,000	7,444	12,444	8	1,346	1,354	△3,859	14,939

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年6月1日残高	0	0	15,094
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	10
会計方針の変更を反映し た当期首残高	0	0	15,105
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△374
圧縮積立金の取崩	-	-	-
当期純利益	-	-	575
自己株式の取得	-	-	△366
その他	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	△164
平成27年5月31日残高	0	0	14,940

独立監査人の監査報告書

平成27年7月15日

株式会社 パソナグループ
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 國井 泰成 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 武尚 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パソナグループの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パソナグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年7月15日

株式会社 パナソニックグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 國井 泰成 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 武尚 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パナソニックグループの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

また、財務報告に係る内部統制についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月21日

株式会社 パソナグループ 監査役会

常勤監査役 堺 精 一 ㊟
 社外監査役 船 橋 晴 雄 ㊟
 社外監査役 松 浦 晃一郎 ㊟
 社外監査役 野 村 周 央 ㊟

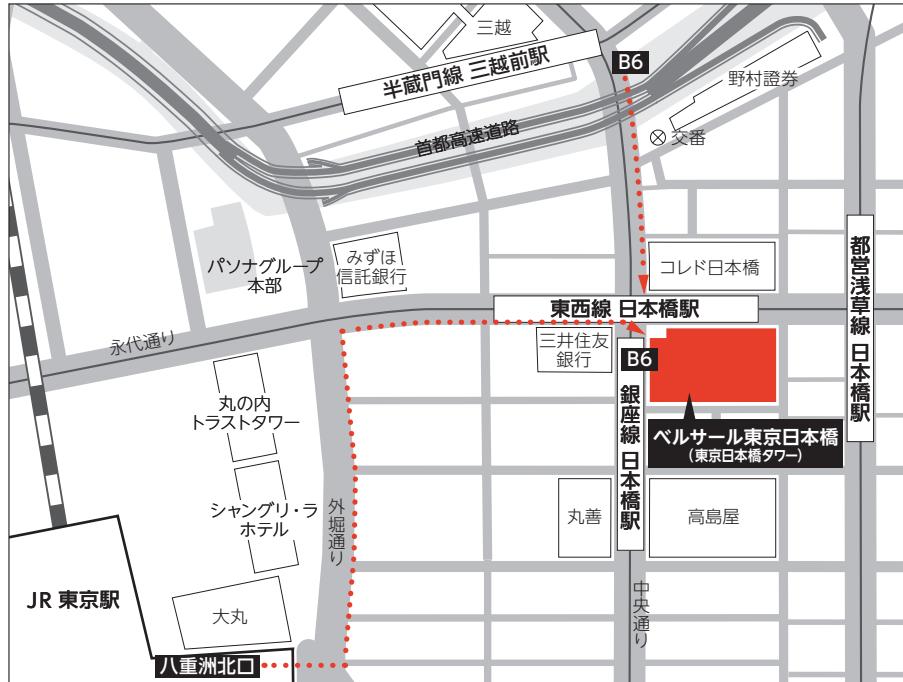
以上

第8期定時株主総会 会場ご案内図

会場 **ベルサール東京日本橋** 地下2階 イベントホール

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー TEL: 03-3510-9236

(開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。)



交通機関のご案内

- 地下鉄 銀座線、東西線、都営浅草線 日本橋駅B6出口 (駅直結)
半蔵門線 三越前駅B6出口より徒歩3分
- JR 東京駅八重洲北口より徒歩約6分

※本総会専用の駐車場は用意がございませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。